

令和4年度第2回有田市地域公共交通会議議事録

日時：令和5年2月1日（水）14時00分～15時00分

場所：有田市民会館 第1会議室

※以下、順不同・敬称略

〈出席委員〉田代利彦、一ノ瀬健、鈴木健（代理：高塚昭憲）、
狭間裕司（代理：川端悠幹）、中本満、中井宏幸、
高垣太郎（代理：上平忠生）、森下清司、前安稔、
川島和規（代理：松本功）、竹中弘和、高橋貴之

〈欠席委員〉宮崎正、北村修、川村昌彦、坂前吉信、原利恵子

〈事務局職員〉嶋田経営管理部長、早川経営管理部理事、山本経営企画課長、
山原まちづくり係長、宮井まちづくり係副主任

〈議 事〉

議案第5号 地域公共交通確保維持改善事業の評価について

議案第6号 令和5年度事業計画（案）について

議案第7号 令和5年度予算（案）について

議案第8号 有田市地域公共交通計画（案）について

そ の 他

1. 開会

（事務局）

ただいまより、令和4年度第2回有田市地域公共交通会議を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は過半数以上の委員さまにご出席いただいておりますので、本会議設置要綱第5条第2項により本会が成立いたしましたことをご報告いたします。

それでは、まず始めに田代会長よりご挨拶よろしく願いいたします。

2. 会長挨拶

（田代会長）

皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、有田市地域公共交通会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆さまにおかれましては、日ごろよりデマンドバスの運行を始めとする本市の公共交通の維持・発展にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

デマンドバスにつきましては、平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」として運行を実施しているところですが、本日はこの国庫補助事業における自己評価や令和5年

度事業計画（案）及び予算（案）、また現在策定中でございます有田市地域公共交通計画を含め、今後の地域公共交通機関のあり方などについて、ご協議をお願いしたい次第でございます。

最後に、会議のスムーズな運営にご協力いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

3. 事務局

（事務局）

それでは、本会議設置要綱に基づき会長に議長をお願いし、議事に移らせていただきます。田代議長よろしくをお願いいたします。

4. 議事

（田代議長）

それでは、議事に移らせていただきます。

本日の議事は、議案4件でございます。それでは、議案第5号「地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について」を事務局より説明願います。

（事務局説明）

議案第5号「地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について」ですが、まず始めに「地域公共交通確保維持改善事業」についてご説明いたします。

この事業は、多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組を支援いただけるものです。有田市デマンドバスにつきましても、毎年、生活交通確保維持改善計画に基づきまして、運行に係る経費を対象に一定の補助を継続的に行っていただいております。

令和5年度事業につきましても、前回の会議でご承認いただきました生活交通確保維持改善計画を令和4年9月29日付けで認定いただいております。また、毎年度の補助事業終了後には、実施した事業の内容を振り返って、目標の達成状況などを評価・分析し、次年度の取組につなげていかなければならないとされています。

まず、一次評価ということで、協議会自らが評価を行います。その評価結果を国に報告し、二次評価を受けるという流れになっています。事業年度は通常一般的な年度とは異なり、10月から9月になりますので、今回評価を行う令和4年度事業は、令和3年10月から令和4年9月までの分となります。以上の内容をうけて議案第5号の説明に移ります

資料1 ページ「地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）」をご覧ください。まず、「前回の事業評価結果の反映状況」ということで表の③をご覧ください。前回の評価結果では目標を達成することができず、利用者の減少傾向が強まっている中、停留所の見直しなど利便性の向上を図るとともに、より効果的な利用促進方法を検討するとしておりました。停留所の見直しや利便性の向上については現在策定中でございます有田市地域公共交通計画に合わせて改善等を行いたいと考えております。利用促

進については、例年どおり時刻表の配布等を行うとともに、今年度は新たな取組として、中紀バスが主体となって糸我小学校の生徒を対象としたバス教室や地元の箕島高校生と協力して有田市の広報紙で特集を組み、その後 YouTube や Instagram 等の SNS でも情報発信を行い、新たな層への周知も試みたことを記載しています。

④の事業実施の適切性については、計画どおり適切に実施されたと考えております。

⑤の目標・効果達成状況ですが、計画に記載しました 10,365 人という利用者数の目標に対し、9,521 人と目標達成に至らなかったことを記載しています。

⑥の今後の改善点としましては、路線の見直しなどによる利便性の向上と、全体的な減少傾向に対し、継続して市内の学生に対する利用促進や SNS による情報発信を行うことで、より幅広い層への利用促進を行うとしております。

次に 2 ページをお開きください。ここでは、地域の交通の目指す姿ということで、本市の公共交通機関の現状及び交通弱者である高齢者数が増加傾向であることを踏まえ、事業実施の目的と必要性を記載しております。

次のページをお開きください。こちらは現在策定中の「有田市地域公共交通計画の策定事業」についてです。

まず、①の事業の結果概要については、市内の公共交通について現状整理や課題整理を行い、その見直し等を行いました、その結果として、後ほどご説明させていただく「有田市地域公共交通計画の素案」を作成しており、今後はパブリックコメントを実施し、計画を策定していく予定としています。

②の事業実施の適切性については、計画通り事業が実施されているとしています。

③の計画策定に向けた方針については、後ほど「有田市地域公共交通計画の素案」についてご説明をさせていただき、検討等を行った上で令和 4 年度中に「有田市地域公共交通計画(案)」を取りまとめる予定です。

続きまして、4 ページをお開きください。こちらは、デマンドバス事業に限らず、有田市の公共交通全般について取組・評価概要を記載したものです。ここまでの説明と重複する部分は割愛させていただきますので、お読み取りください。

まず、1. 公共交通の将来像として、有田市の概要と長期総合計画に記載された方針を記載しております。なお、公共交通のネットワークのイメージ図については 9 ページございます。

2. 達成状況の評価については、生活交通確保維持改善計画の目標を記載し、また参考として長期総合計画に記載されている指標等も記載しております。

3. 具体的取組み内容については、先ほど申し上げたような取組について記載しております。なお、(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等の「その他補助事業」については、訪日外国人が行き先までの経路検索等を行うためのオープンデータ化の整備に取り組んでいる「紀伊半島外国人観光客受入推進協議会」が、今年度新たに立ち上げました「オープンデータ化促進分科会」に参加をいたしましたのでその旨記載しております。

4. 具体的な取組に対する評価については、デマンドバスの評価について記載しています。

5. 課題と対応方針については、より一層利用者の減少が進んでいることを踏まえ、先ほ

ど申し上げたような対応方針を記載しています。

8ページについては、本公共交通会議のこれまでの経緯等を記載しておりますのでお読み取りください。

議案第5号の説明は以上です。

(田代議長)

ありがとうございます令和3年10月～令和4年9月の事業報告、評価ということで説明を頂きました。前回を受けて子供向けの取組や宣伝を進めていただきましたが、結果として目標達成は厳しいということです。

ただいま説明のありました、議案につきまして、何かご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし)

(田代議長)

ありがとうございます。異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第6号と議案第7号については、一括議題とさせていただきます。

それでは、議案第6号「令和5年度事業計画(案)の承認について」、議案第7号「令和5年度予算(案)の承認について」を一括して、事務局より説明願います。

(事務局説明)

それでは、資料11ページをお開きください。議案第6号「令和5年度事業計画(案)」ですが、大きな方向性としましては例年どおりに事業を実施していくということに変わりございません。今年度と同様に継続してバスの運行を行うとともに、先ほどの事業評価を踏まえた取組を行い、住民の公共交通の利便性等に対する満足度が向上するように努めていきたいと思っております。

先ほど説明しました地域公共交通確保維持改善事業の実施については、運行に関する実施主体は運行事業者となり、ルート・ダイヤ・運賃等の検討及び周知広報等については運行事業者と地域公共交通会議が協力して実施することになります。

13ページに移りまして、議案第7号「令和5年度予算(案)」を説明いたします。

まず、歳入の部ですが負担金として有田市からの負担金は74,000円で前年度と同額です。諸収入の雑入として広告料収入等で130,000円です。これは令和3年度の決算額を参考に見込んでおります。従いまして、歳入につきましては合計204,000円となります。

次に、歳出の部ですが運営費として会議費が72,000円、事務費が2,000円でそれぞれ前年度と同額を見込み、運営費が合計74,000円となります。負担金130,000円は先ほどの広告料収入等を負担金として運行事業者へお支払いするものです。従いまして、歳出合計は歳入と同額の204,000円となります。以上です。

(田代議長)

ありがとうございました。事業計画案、予算案について説明を頂きましたが、何かご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし)

特に無いようでしたら、議案第6号「令和5年度事業計画(案)」、議案第7号「令和5年度予算(案)」は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第8号「有田市地域公共交通計画(案)について」事務局より説明願います。

(事務局説明)

議案第8号「有田市地域公共交通計画(案)について」ご説明させていただきます。最初に本計画を策定する理由について、改めて説明させていただきます。

本市ではデマンドバスの運行に関して「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」という国交省の補助金を受けていました。しかし、令和2年11月の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、地域公共交通計画と、この補助金制度が連動化されました。このことから地域公共交通計画の作成が原則すべての市町村の努力義務化となり、令和7年度の補助申請までに計画を策定しておかないと、国交省の補助金を受けることができなくなったため、本年度中に交通計画の策定を行うこととなったのが経緯です。

それでは、資料15ページをお開きください。

では、計画の内容に関しまして、まず序論の本計画作成の趣旨及び位置づけについてです。

計画の目的としてはモータリゼーションや少子高齢化による急速な人口減少、新型コロナウイルス感染症の拡大など、地域公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、地域公共交通を維持するための対応が急ぎ求められている中で、公共交通のあり方を見直していくとともに、行政、交通事業者、地域住民が連携し、持続可能な交通体系の実現を目指していくため、地域公共交通のマスタープランとして、「有田市地域公共交通計画」を策定するものです。

本計画の位置付けは、「第5次有田市長期総合計画」を上位計画とし、「第2期有田市まち・ひと・しごと総合戦略」「有田市都市計画マスタープラン」「有田市立地適正化計画」等との整合性を図り、本市における地域公共交通の役割や方向性を示す、交通施策のマスタープランに位置づけられる計画となります。

計画期間は令和5年度から令和9年度までとし、対象区域は有田市の全域です。

次に18ページ、本計画の基本的な方針についてです。

まちづくりの方向性については「第5次有田市長期総合計画」内の「まちづくり目標4 安全・安心で調和のとれたまち」の「政策4-5 地域交通」に施策の方向性が記載されており、将来像については「有田市立地適正化計画」内に「既存の公共施設と集客力のある公共交通の整備とこれらが連携した公共交通に関する施策を講じ、コンパクトで便利なまち、子育てしやすいまちの形成を目指す。」と記載されています。また、

交通ネットワークについては「有田市都市計画マスタープラン」内に「快適に移動し、円滑な経済活動を行うための基盤となる交通ネットワークの形成を図るために、道路網・公共交通・交通施設を体系的に整備します。」と記載されています。本計画の位置づけからも、上記のような他計画との整合性も図り、まちづくりの方向性といたします。

続きまして24ページ、本市の地域公共交通が抱える課題については、過去に行った利用者アンケートの結果から利用者の満足度が低く、その原因として市内の移動はもちろんのこと、市外への移動や鉄道駅への接続等の利便性の低さが考えられます。令和6年4月には市内の中学校4校の統合を予定しており、学生の移動などの問題もあるので市内外を円滑に移動することができる「地域公共交通ネットワークの再形成」が求められています。

また、24ページの地域公共交通の維持に向けた仕組み・体制の構築についても課題と記載しています。本デマンドバスは利用者が少ないことから運行費用に対しての収支率が低くなっております。今後もこの地域公共交通を維持していくためにも新たな利用者の確保に向けた利用促進や、移動手段の担い手の確保などを取り組んでいく必要があります。

上記の方向性及び課題を踏まえまして、26ページの有田市が目指す地域公共交通の基本理念は「市民の暮らしに寄り添う 持続可能な交通体系の実現」といたしました。これは現在の地域公共交通のあり方を見つめなおし、市民の生活スタイルに即した地域公共交通の運行形態に見直していくこと、また地域公共交通ネットワークを維持し続けるためには、行政や交通事業者が独自に努力するのではなく、行政、交通事業者、市民が共に一体となって、連携しながら取り組んでいくことが非常に重要となることから定めたものになります。

その基本理念を踏まえたいうえでの基本方針は以下の3つとなります。

1つ目の基本方針は「地域公共交通が一体となった取組みの推進」です。こちらは「地域公共交通ネットワークの再形成」という課題に対して、鉄道やデマンドバス、タクシー、新たな移動手段など、様々な移動手段が互いに連携し、市内を効率的かつ快適に移動することができる地域公共交通ネットワークの形成を目指していきます。

2つ目の基本方針は「使いやすい わかりやすい 交通サービスの充実」です。こちらは「地域公共交通の利便性の向上」という課題に対して、地域公共交通ネットワークやサービスの充実を図ることで、移動手段として地域公共交通が選ばれるための環境づくりを進めていきます。

3つ目の基本方針は「未来へ繋ぐ まち全体で考える 地域公共交通」です。こちらは「地域公共交通の維持に向けた仕組み・体制の構築」という課題に対して、地域公共交通における積極的な情報発信などを通じて、行政、交通事業者、地域が連携し、地域公共交通の維持・活性化に向けた取組みを進めていきます。

各基本方針の具体的な施策等については後ほど説明させていただきます。

続きまして27ページ、計画の目標についてですが、まず将来の地域公共交通ネットワークとして、現状と将来のイメージ図を記載しております。現状、市外への広域幹線は鉄道、市内幹線はデマンドバス、その他個々のニーズ等に対してはタクシーとそれぞれ役割を担ってくれています。そこに新しく、28ページのような地域内支援として地域主体の移動手段を新たに追加することで現状対応できていない細やかなニーズに対応で

きるのではと考えています。また、その結果市内幹線のデマンドバスは鉄道駅や主要施設を結ぶことに特化でき、効率かつ利便性の向上も図れるようになります。こちらはあくまでイメージとなっておりますが、今後様々な取組を検討し、市内を円滑に移動できる地域公共交通ネットワークの形成を目指します。

次に29ページの計画の評価指標ですが、各基本方針に対してそれぞれ評価指標とその現状値・目標値を記載しています。また、その目標値に対する考え方もそれぞれ記載しています。各指標については記載内容のとおりですのでお読み取りください。なお、デマンドバス利用者については令和6年度開校の有和中学校の生徒による通学利用が見込まれるため、目標値を高く設定しております。

続きまして30ページ、目標達成のために行っている施策について説明させていただきます。

基本方針1の「地域公共交通が一体となった取組みの推進」についての取組ですが、まず、「①市全体の交通ネットワークの見直し・構築」として、学校統合による学生輸送やJRとの接続の観点を踏まえつつ、スクールバスの導入や居住地域と交通拠点を結ぶ新たな地域公共交通の導入検討など、行政、事業者、地域住民が連携し、快適な移動環境の構築を目指します。実施主体及び実施スケジュールについては計画内に記載しているとおりです。

また31ページの「②デマンドバスの維持とサービスの改善」では、デマンドバスの利用状況に応じた路線、ダイヤ等の運行サービスの見直しとして、地域リーダー補助の活用の継続や通学・鉄道駅への利用しやすいルート・ダイヤの検討を記載しています。

次に32ページの基本方針2の「使いやすい わかりやすい 交通サービスの充実」についての取組ですが、「①利便性向上に向けた情報発信環境の整備」として、電子表示板やアプリ等、バスの運行情報を逐次発信できるバスロケーションシステムの整備・導入を行うことで、地域公共交通の利便性の向上を図ることを記載しています。もちろんランニングコスト等の問題もありますので、導入に向けてはしっかりと協議・検討を重ねたいと思います。

また、「②利用しやすい料金体系の構築」では、デマンドバスの運賃支払いについて、定期券の発行や商業施設と連携した取組を行い、運賃支払いの簡略化に向けたシステムの構築を進めることで利用者により快適に利用してもらうための環境整備を行います。

次に34ページの基本方針3の「未来へ繋ぐ まち全体で考える 地域公共交通」についての取組ですが、「①地域公共交通に関する市民の意識醸成」として、利用機会の少ない市民に対して、広報ありだ、Youtubeチャンネル、Instagram等の行政からの情報発信に加え、交通事業者からも情報発信を行うことや交通マップ等の作成、バスの乗り方教室など、地域公共交通を利用するためのきっかけづくりを行い、地域公共交通の認知度向上や意識醸成に取り組むことを記載しています。

また、「②担い手不足解消に向けた取組みの実施」では、地域公共交通を維持するため、第二種運転免許取得における費用や自家用有償旅客運送を導入した際の運転者講習の費用の助成について検討し、有田市と交通事業者が連携して移動手段の担い手の確保に向けた支援を行います。

続きまして38ページ、「計画の推進及び評価方法」についてですが、まず「計画の推進体制」では法定協議会である「有田市地域公共交通会議」が主体となり、計画の推進

及び施策・事業の進捗状況の確認を行います。また、「行政（市）」、「交通事業者」、「地域（住民・地元企業）」が協力・連携し、一体となって計画の目標達成に向けて取り組んでいきます。また、事業実施にあたっては、庁内関係各課などと連携を図りながら推進していきます。

次に「達成状況の評価と見直し」についてですが、本計画の最終年度における目標達成のため、計画期間中は随時適切な時期に、事業の進捗状況のモニタリングを行いながら、PDCA サイクルを実施して実効性を高めていきます。なお、地域公共交通を取り巻く環境が変化することも見込まれるため、毎年開催する有田市地域公共交通会議等において、関係者間での状況確認も実施しながら、適宜、見直しを行い、柔軟に対応していきます。

毎年度のマネジメントに関しては、PDCAサイクルを実施していくことで、次年度の計画に反映し、年度間においても管理を行います。また、PDCAサイクルを回すにあたり、各事業の計画立案や事業評価の際にOODA（ウーダ）ループを取り入れることでより柔軟性や即時性のある判断、意思決定等を行います。

38ページ以降は、本市の現状や公共交通の参考資料となります。

最後に、今後のスケジュールについてですが、2月6日から20日の期間でパブリックコメントを実施する予定です。有田市ホームページ、有田市役所4階情報コーナー、有田市民会館、有田市文化福祉センター、有田市図書館、有田市内公民館などで周知し、意見を募集したいと思っております。パブリックコメント後は、3月中に「有田市地域公共交通計画（案）」のとりまとめを行い、策定をしていきたいと思っております。以上となります。

（田代議長）

ありがとうございました。地域公共交通計画案ということで地域公共交通を取り巻く環境が変化している中で、それに対応していくための地域公共交通のマスタープランとしての目的、位置づけを示す物となります。

期間としては令和5～9年で、地域公共交通の課題を踏まえまして、市民の暮らしに寄り添う持続可能な交通体系の実現ということで、基本方針を3つ掲げながらそれぞれの策を講じていくという説明だったかと思っております。駆け足の説明だったかと思っておりますが、何かお気づきの点、ご意見等承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

パブリックコメントの間でも委員のみなさまからお気づきの点があれば、ご意見を頂ければと思います。

特に無いようでしたら、以上をもちまして議案第8号「有田市地域公共交通計画（案）」については承認されました。

それでは、次にその他としまして、事務局から何かございますか。

（高塚委員）

和歌山県運輸支局です。厚生労働省所管の働き方改革について、周知させていただきたく、お手元に資料をお配りしています。

令和6年4月からバス・タクシー・ハイヤー・トラックの運転手の労働時間等について改正された基準が適用されます。改善基準告知については、自動車運転者の仕事は、長時間労働になりがちな仕事ということで、労働条件の向上を図るために拘束時間、休憩時間等を定めたものになります。年単位、月単位の拘束時間の上限の引き下げ、1日あたりの休憩時間については改正前が継続8時間、改正後が継続11時間を基本とし、継

続9時間を確保するという事です。バス、タクシーの事業者に置かれましては、現状の課題として、運転手不足があるかと思いますが、それに加え、改善基準9時間体制の両方に対応いただくこととなります。

改正改善基準適用が来年4月からということで、あまり時間もありません。準備、対策等をお願いしたいと思います。今後の協議会運営の円滑な運用のためにも委員のみなさまにはこのような業界の動きがあるということをご承知いただきたく、ご紹介させていただきました。

(田代議長)

ありがとうございました。運転手の働き方の改革ということで、令和6年4月から適用されるということで、それによって運行の変化も生じるかもしれないということでご紹介いただきました。事務局から他に何かございますか。

(事務局：意見なし)

(田代議長)

予定していた議題については以上となりますが、全体を通して他にご意見、ご質問等ございませんか。

無いようでしたら、これで令和4年度第2回有田市地域公共交通会議を終了させていただきます。皆様お忙しい中ご出席いただき、また本会の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

5. 閉会